

防人衛（防）第260号
令和5年6月1日

各幕僚長 殿

防衛大臣
(公印省略)

ウクライナの軍隊に属する負傷者が自衛隊の病院で診療を受けた場合における診療経費の徴収免除について（通達）

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第4条第1項第11号の規定に基づき防衛大臣が診療を行う必要があると認める者のうち、ウクライナの政府の要請により受け入れたウクライナの軍隊に属する負傷者が自衛隊の病院で診療を受けた場合においては、当該受入れの起因となった疾病及び当該疾病に起因して発生した新たな疾病に係る診療経費を徴収しないこととする。